

令和2年5月21日

会 員 各 位

長崎市介護支援専門員連絡協議会  
会 長 大 町 由 里  
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」における  
有効期間延長に係るケアマネジメントの考え方について

会員の皆様におかれましては、緊急事態宣言解除（令和2年5月15日）以降におかれましても、感染拡大防止を踏まえたケアマネジメントを継続していることと思います。

解除後の対応におきましては、現在、専門家における判断をお願いしている状況との事です。解除後1～2週間は注意が必要と言われておりますので、長崎市からのお知らせをもうしばらくお待ちください。

さて、令和2年4月24日付で標記取り扱いにおきまして長崎市すこやか支援課より「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（お知らせ）」の通知がありました。現在、延長期間分が記入された介護保険証が届いていることと思います。

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」は更新申請の取り扱いとなっておりますが、「継続している要介護（要支援）状態区分の認定有効期間の延長」と考え、**通常の認定更新時におけるケアマネジメントプロセスを要求しているものではない**との回答を頂いております。（5月20日福祉総務課確認）

臨時的な取扱いが多い中ですが、新型コロナウイルス感染症は、今後も緩和と自粛を繰り返すことと思われまます。柔軟かつ丁寧なケアマネジメントが継続できるよう、当協議会としても応えられるよう努めて参ります。

今後とも会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

❖ 報量が多く、ファックス送信が間に合わない場合も想定されます。今後も長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページに随時掲載していきますので活用をお願いいたします。